

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	ニュージーランドの国民投票運動における広告規制—インターネット利用の規制を視野に入れて—
他言語論題 Title in other language	Regulations of Referendum Campaign Advertising in New Zealand: With a View to Regulating the Use of the Internet
著者 / 所属 Author(s)	南 亮一 (MINAMI Ryoichi) / 憲法調査室主幹
書名 Title of Book	諸外国の国民投票運動におけるオンライン広告規制 基本情報シリーズ 29 (Legal Regulations for Online Advertising in Referendum Campaigns in Foreign Countries)
シリーズ Series	調査資料 2022-1-a (Research Materials 2022-1-a)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2023-03-31
ページ Pages	81-108
ISBN	978-4-87582-906-5
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
キーワード keywords	ニュージーランド、国民投票、国民投票運動、広告規制、インターネット広告規制
摘要 Abstract	ニュージーランドにおける国民投票制度の概要を説明した上で、広告規制の概要、2020年の国民投票における当該規制の導入に当たっての検討経過及び国民投票広告に係る支出の状況を説明する。

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

# ニュージーランドの国民投票運動における広告規制 —インターネット利用の規制を視野に入れて—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
主幹 憲法調査室 南 亮一

## 目 次

はじめに

### I ニュージーランドにおける国民投票制度の概要

- 1 特徴
- 2 政府発案による国民投票
- 3 市民発案による国民投票
- 4 専ら郵便投票により行われる国民投票

### II ニュージーランドの国民投票制度における広告規制

- 1 政府発案による国民投票（通常の投票方式によるもの）の場合
- 2 政府発案による国民投票（専ら郵便投票によるもの）の場合
- 3 市民発案による国民投票の場合
- 4 2000年国民投票（郵便投票）法における広告規制
- 5 まとめ

### III 2020年国民投票における広告規制

- 1 規制の導入に当たっての検討経過
- 2 国民投票広告に係る支出の状況

おわりに

別表 ニュージーランドにおいて実施された国民投票一覧

キーワード：ニュージーランド、国民投票、レファレンダム、広告規制、インターネット  
広告規制、CM規制

要 旨

- ① 110年以上の長い歴史を有しているニュージーランドの国民投票制度は、ごく限られた場合に必要的国民投票制度（憲法等の定めにより当然に行われる国民投票）が採用されているほかは、任意的国民投票（政府又は一定数の議員若しくは国民等の提案により行われる国民投票）に分類される。効果の観点からは、一部を除き諮問的国民投票（国民投票の結果が政府又は議会に対して拘束力を有しないもの）である。また、a) 政府発案による国民投票の実施法が国民投票を実施する度に制定されること、b) 市民発案による国民投票が一般法に基づき制度化されていること、c) 専ら郵便投票により行われる国民投票の制度があり、政府発案・市民発案、拘束的・諮問的を問わず行われていること、d) 大半が代議院議員の総選挙と同時に行われていること等が特徴である。
- ② ニュージーランドの国民投票運動における広告規制は、国民投票の種別により差異があるものの、国民投票広告への広告者の氏名等の表示及び支出報告書の提出による支出の透明化並びに支出上限額の設定という手法が採られてきた。政府発案により通常の投票方式で2件の設問について実施された2020年の国民投票では、外国人による広告及びインターネット広告に対する規制も導入された。
- ③ ニュージーランド司法省は、2020年の国民投票の実施法である2019年国民投票枠組法における国民投票広告の規制を検討するに当たり、これまで採用してきた、a) 広告への広告者の氏名等の表示義務、b) 国民投票広告に一定額以上を支出しようとする広告者の登録義務、c) b) で登録された広告者が一定額以上支出した経費の公開及びd) 国民投票広告への支出上限額の設定の四つの方策のみを検討の対象とした上で、それぞれに採り得る選択肢の得失を分析し、望ましい規制を提案した。同法ではこの提案に沿った規制が設けられた。
- ④ ③の検討に当たり、ニュージーランド司法省は、a) インターネット上の広告を規制対象に含めるか、b) 広告規制のレベル、c) 二重広告（選挙と国民投票の双方の内容に関する広告）の経費上の扱い、d) 広告者の登録及び経費の公開における「一定額」の設定並びにe) 国民投票広告への支出上限額の設定という五つの論点につき、(i) 情報のアクセシビリティ、(ii) 透明性及び(iii) 既存システムとの整合性の三つの基準を用いて得失を分析した。内閣は、その結果に基づき国民投票広告の規制を規定した法案を提出し、2019年国民投票枠組法における広告規制の内容が定まった。

## はじめに

第204回国会において成立した「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第76号）の附則第4条第2号において、①国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限、②国民投票運動等の資金に係る規制並びに③国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策について、この改正法の施行後3年を目途に、国が検討を加え、必要な措置を講ずるものとして規定された。このことを踏まえ、早速第208回国会において、これらの規制に関する検討が行われており<sup>(1)</sup>、今後も検討が続けられるものと考えられる。

本稿で取り上げるニュージーランドの国民投票制度は、後述のとおり110年以上の長い歴史を有し、直近では2020年10月に国民投票が行われた。この国民投票を実施するための法律を2019年に制定するに際して、国民投票運動における広告規制の在り方についてインターネットの利用を含めた検討が行われ、その成果を踏まえて新たなルールが定められたことから、その内容を紹介することとした。

本稿では、最初にニュージーランドにおける国民投票制度の概要を説明した上で（Ⅰ）、国民投票に係る広告規制の概要（Ⅱ）、2020年に実施された国民投票（以下「2020年国民投票」）における当該規制の導入に当たっての検討経過（Ⅲ1）及び2020年国民投票における国民投票広告に係る支出の状況（Ⅲ2）について説明する。

なお、本稿は、『レファレンス』851号（2021年11月）に掲載された拙稿<sup>(2)</sup>を、広告規制を中心にインターネット利用の規制も視野に入れて再構成した上で、新たに得られた情報を加筆したものである。

## I ニュージーランドにおける国民投票制度の概要

### 1 特徴

国民投票は、要件及び効果の観点から次のとおり分類することができる<sup>(3)</sup>。

#### ① 要件による分類

- a) 必要的国民投票 憲法等の定めにより当然に行われる国民投票
- b) 任意的国民投票 政府又は一定数の議員若しくは国民等の提案により行われる国民投票

#### ② 効果の観点からの分類

- a) 拘束的国民投票 国民投票の結果が政府又は議会に対して拘束力を有するもの
- b) 諮問的国民投票 国民投票の結果が政府又は議会に対して拘束力を有しないもの

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年9月30日である。

(1) 衆議院憲法審査会において、第7回（令和4年3月31日）～第11回（同年4月28日）及び第15回（同年6月2日）の6回の会議で取り上げられた。

(2) 南亮一「ニュージーランドの国民投票制度—概要及び広告規制—」『レファレンス』851号, 2021.11, pp.109-141. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11884865\\_po\\_085105.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11884865_po_085105.pdf?contentNo=1)>

(3) 諸外国の国民投票制度の分類と実施例については、山岡規雄『諸外国の国民投票法制及び実施例 2019年版』（調査資料2018-1-a 基本情報シリーズ26）国立国会図書館, 2019. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11253574\\_po\\_201801a.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11253574_po_201801a.pdf?contentNo=1)>を参照。

ニュージーランドにおいて憲法改正のための国民投票と位置付けられるものは、1993年選挙法<sup>(4)</sup>の「留保条項」(2(1)(i)参照)について行われるものだけとされる<sup>(5)</sup>。このほか、2以降で紹介するように、様々な国民投票が行われており、日本の国民投票が憲法改正のためのものだけであることと比べると、かなり広範であると言える。

これら広範な種類の国民投票のうち、この「留保条項」について行われる国民投票だけが必要的国民投票(①a)に分類されるほかは、任意的国民投票(①b)に分類される。また、効果の観点からは、政府発案(2参照)の場合であって、前述の必要的国民投票として行われるとき及び国民投票を行うために制定される法律において拘束力を有する旨規定するときは、拘束的国民投票(②a)となるが、それ以外の場合は、諮問的国民投票(②b)(ニュージーランドの場合は「指示的国民投票(indicative referendum)」と呼ぶ。)である。これまでの実施例(別表参照)を見たところでは、「留保条項」について行われるものを除き、どの国民投票を拘束的国民投票とするかはその時々で選択されており、傾向らしいものは見られない<sup>(6)</sup>。

このほか、ニュージーランドの国民投票に特徴的なこととして、①政府発案による国民投票の実施法が国民投票の度に制定されること、②市民発案による国民投票(3参照)が一般法(1993年市民発案国民投票法<sup>(7)</sup>)に基づき制度化されていること、③専ら郵便投票により行われる国民投票(4参照)の制度があり、政府発案・市民発案、拘束的・諮問的を問わず行われていること、④大半が代議院(House of Representatives)<sup>(8)</sup>議員の総選挙(以下「総選挙」)と同時に行われていること等が挙げられる。

ニュージーランドの国民投票制度は、1911年に酒類販売禁止をめぐる国民投票が行われて以来、110年に及ぶ長い歴史を有している。回数も、2022年9月末の時点で、政府発案のものが38回(うち26回は酒類販売規制<sup>(9)</sup>に関するもの)、市民発案によるものが5回の計43回を数え、盛んに活用されている。また、専ら郵便投票により行われる国民投票も、これまで5回行われている。

(4) Electoral Act 1993 (1993, No.87)

(5) 三輪和宏ほか「国民の選択する選挙制度—選挙制度改革に関するニュージーランドの国民投票—」『レファレンス』505号, 1993.2, p.7.

(6) 例えば、直近である2020年に行われた国民投票は、2(2)で述べるとおり、①個人用大麻の使用を認める大麻合法化及び管理法案の議会への提出を認めるかどうかと②医師等による死の補助(ほうじょ)(assisted dying)を認める2019年終末期の選択法(End of Life Choice Act 2019(2019, No.67))の施行を認めるかどうかについて投票するものであり、①は諮問的国民投票として、②は拘束的国民投票として行われた。②が拘束的国民投票として行われた根拠は、この国民投票の実施法である2019年国民投票枠組法(Referendums Framework Act 2019(2019, No.71))の制定の前に制定された2019年終末期の選択法の規定(第2条第(1)項)である。政府提出の法案では、同法は国王の裁可の日から12か月後に施行することとされていた。ところが、代議院(後掲注(8)を参照)の司法委員会と同条の審査が行われた際、与党のニュージーランド・ファースト党に所属するJenny Marcroft議員から、現在の第2条第(1)項に修正する修正案(Supplementary Order Paper No.287)が提出され、同党との連携を重視する最大与党の国民党が賛成した結果、この修正案が可決されたため、同法の施行のための国民投票が行われることになったのである。国民投票を行う理由について同議員は、一時的に権限を与えられている国会議員だけで決めるべきでなく、投票権を有する一般公衆にもこの議論に参加することが必要であると述べている。さらに、この修正案が採択されることが同党の意思であり、この修正案が可決されないと同党がこの法案に賛成しないとも述べている。“End of Life Choice Bill – In Committee – Clauses 1 and 2,” *Read Hansard Reports*, 2019.10.23. New Zealand Parliament Website <[https://www.parliament.nz/en/pb/hansard-debates/rhr/combined/HansDeb\\_20191023\\_20191023\\_16](https://www.parliament.nz/en/pb/hansard-debates/rhr/combined/HansDeb_20191023_20191023_16)>

(7) Citizens Initiated Referenda Act 1993 (1993, No.101)

(8) かつてニュージーランド議会は、下院である代議院と上院である立法評議会(Legislative Council)の二院制であった(1852年ニュージーランド憲法法(New Zealand Constitution Act 1852(15 and 16 Vict. 1852, c.72))第32条)。その後、1950年立法評議会廃止法(Legislative Council Abolition Act 1950(1950, No.3))により1951年1月1日に立法評議会が廃止されたことから、現在は代議院のみの一院制である。ニュージーランドの議会制度の変遷については、田中嘉彦「ニュージーランドの議会制度—議会改革の史的展開と政治システムの変容—」『レファレンス』740号, 2012.9, pp.51-79. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3532360\\_po\\_074003.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3532360_po_074003.pdf?contentNo=1)>を参照。

## 2 政府発案による国民投票

ニュージーランドにおける政府発案による国民投票は、1911年から1987年までおおむね総選挙ごとに行われていた酒類販売規制に関する国民投票のほか、①選挙制度の改正のための国民投票と、②その他の個別の政策課題に関する国民投票の二つに大別され、①は更に a) 留保条項の改正のための国民投票と b) それ以外の選挙関係の条項改正のための国民投票に分けられる。本節では、これら様々な種類がある政府発案による国民投票について概説する。

### (1) 選挙制度の改正のための国民投票

#### (i) 留保条項の改正のための国民投票

1956年選挙法<sup>(10)</sup>では、①代議院の議会期 (duration of the House of Representatives) に関する規定、②代表委員会 (Representation Commission) (代議院における議席数の調整を行うために1956年選挙法第15条に基づき設置された組織) に関する規定、③国勢調査ごとに行われる国内の非マオリ人選挙区の区割りに関する規定、④選挙区割りの際の代表委員会による人口の5%以内での加減を認める規定、⑤選挙権年齢を21歳とする規定及び⑥投票方法に関する規定の六つの条項を、「留保条項 (reserved provision)」とし、代議院議員の総数の4分の3の多数決又は欧州人<sup>(11)</sup>選挙区及びマオリ選挙区の有権者の投票による有効投票総数の過半数を得ない限り、当該条項が改正又は削除されないこととした (第189条第(2)項)。この法律を全面改正した1993年選挙法においても同様の規定が置かれ (第268条)、現在に至る。このような慎重な改正手続が定められたのは、1951年に当時のニュージーランドの上院に当たる立法評議会 (Legislative Council) が廃止されて一院制になったことが一因とされる<sup>(12)</sup>。

これらの法律に基づく国民投票は、これまでのところ、代議院の議会期を3年から4年に延長するためのもの (1967年及び1990年) が2回と、選挙制度を変更するためのもの (1993年) が1回の計3回行われた。

#### (ii) 留保条項以外の選挙関係の条項の改正のための国民投票

留保条項以外の選挙関係の条項の改正に関する国民投票は、①当時の単純小選挙区制 (first-past-the-post system)<sup>(13)</sup>の維持をめぐるもの (1992年) 及び②当時の混合議席比例制 (mixed member proportional system)<sup>(14)</sup>の維持をめぐるもの (2011年) の2回行われた。

### (2) その他の個別の政策課題に関する国民投票

その他の個別の政策課題に関する国民投票は、①賭け率表示装置を用いた場外における競馬

(9) 国全体での酒類の販売等の可否を決定するための国民投票(24回)及び酒類提供時間の延長に関する国民投票(2回)である。詳細は、南 前掲注(2), pp.112-116を参照。

(10) Electoral Act 1956 (1956, No.107)

(11) 「欧州人 (European)」とは、マオリ人以外のニュージーランド人をいう (1956年選挙法第2条第(1)項)。なおこの「欧州人選挙区」という名称は、1993年選挙法では、「一般選挙区 (general electoral district)」という名称に改められている (第3条第(1)項)。

(12) 三輪ほか 前掲注(5), p.7.

(13) 各選挙区について、最多票を得た候補者を当該選挙区選出の議員とする選挙制度である。同上, p.21を参照。

(14) 日本ではいわゆる小選挙区比例代表併用制として知られる選挙制度であり、小選挙区制と比例代表制を組み合わせ、総議席を比例代表制で各党に割り当て、党ごとに単純小選挙区制による当選者を優先的に充当して残余を比例名簿から当選させる選挙制度である。同上, p.28を参照。

の賭博に関する規定をめぐるもの（1949年）、②義務的軍事訓練（compulsory military training）<sup>(15)</sup>に賛成か反対かを問うもの（1949年）、③強制的貯蓄方式による年金制度である「強制的退職貯蓄制度（Compulsory Retirement Savings Scheme）」<sup>(16)</sup>の導入をめぐるもの（1997年）、④ニュージーランドの国旗をめぐるもの2回（2015年・2016年）、⑤個人用大麻の使用を認める大麻合法化及び管理法案<sup>(17)</sup>（以下「大麻合法化法案」）の議会への提出及び⑥医師等による死のほう助（assisted dying）を認める2019年終末期の選択法<sup>(18)</sup>（以下「終末期選択法」）の施行に関するもの（2020年）の7回行われ、このうち⑤と⑥は同時に行われた。これらの国民投票のうち、⑥の終末期選択法の施行に関するもの以外のものは指示的国民投票として行われ、③及び④は専ら郵便投票により行われた。

### 3 市民発案による国民投票

ニュージーランドにおける市民発案による国民投票は、前述のとおり、一般法である1993年市民発案国民投票法の規定に基づき、指示的国民投票として、二択式の設問から選択する方式で行われることとされている。

市民発案による国民投票は、次の手順により行われる（1993年市民発案国民投票法第6条～第22AB条）。

- 1) 市民が申請書を代議院事務局長（Clerk of the House of Representatives）に提出する。
- 2) 代議院事務局長が1)で申請された国民投票における設問案を官報等で公告し、設問案に対する意見を募集する。
- 3) 代議院事務局長が1)の市民との協議及び2)により提出された意見を踏まえて正確な設問を決定し、その旨を公告する。
- 4) 3)の公告の日からその12か月後の日までの間に1)の市民が有権者総数の10%以上の署名を集め、集めた署名を代議院事務局長に提出する。
- 5) 4)で集められた署名を代議院事務局長が受理し、申請書が要件を満たしているかを認証する。要件を満たしているときは、代議院事務局長が当該申請書を代議院議長（Speaker）に引き渡す。
- 6) 5)の引渡しを受けた代議院議長は、直ちに、当該申請書を受理した旨を代議院に伝達するとともに、当該申請書を代議院に提出する。
- 7) 総督（Governor-General）<sup>(19)</sup>は、6)の提出の日から1か月後までに、国民投票を行うことを勅令（Order in Council）で定める。国民投票は、6)の提出の日から12か月後の日ま

(15) この国民投票の結果を受けて法案が作成され、制定された1949年軍事訓練法（Military Training Act 1949（1949, No.23））によると、義務的軍事訓練とは、1949年11月1日以降に満18歳となるニュージーランドの男性の住民に対し、原則として、ニュージーランド国軍への14週間のフルタイム勤務及びその後3年間のパートタイム勤務を行うことを義務付けるものをいう（第3条）。

(16) この時導入が検討された強制的退職貯蓄制度とは、「1997-98年度に3%の保険料を導入し、2002-03年度までに8%に引き上げ、65歳から支給する退職年金を個人の退職貯蓄口座の資金で購入し、目標となる貯蓄額に達しない者には政府が補助するというもの」（中川秀空「ニュージーランドの年金制度の現状と課題」『レファレンス』750号、2013.7, p.8. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8238142\\_po\\_075001.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8238142_po_075001.pdf?contentNo=1)>）である。

(17) Cannabis Legalisation and Control Bill. Exposure Draft for Referendum.

(18) End of Life Choice Act 2019（2019, No.67）

(19) ニュージーランドの総督は、立憲君主である英国国王の代理人として、①議会を召集し、②代議院で可決された法案を裁可して法律を制定するほか、各種の儀礼的任務や社会貢献活動を行っている。1917年にカナダやオーストラリアに合わせて名称をGovernor-Generalに変更するまで、Governorという名称であった。Gavin McLean, “Governors and governors-general,” 2012.6.20. Te Ara – The Encyclopedia of New Zealand Website <<https://teara.govt.nz/en/governors-and-governors-general>>

で行わなければならないこととされている。

これまで、①常勤雇用消防士の数の減員（1995年）、②代議院議員の定数削減（1999年）、③被害者の要望をより重視した司法制度改革の実施（1999年。②と③は同時に行われた。）、④親のしつけとしての平手打ちを犯罪行為とするか（2009年）、⑤国営企業の株式の一部売却（2013年）の5回行われ、④と⑤は専ら郵便投票により行われた。

#### 4 専ら郵便投票により行われる国民投票

前述のとおり、政府発案及び市民発案のいずれの国民投票においても、通常の投票方式、すなわち原則として投票所において投票を行う方式のほか、専ら郵便投票により行われる場合がある。この場合において、指示的国民投票として行われるときは、2000年国民投票（郵便投票）法<sup>(20)</sup>が適用されることとなっている（第5条）。もっとも、政府発案による国民投票を行うに当たって制定される実施法又は1993年市民発案国民投票法に特別の規定が置かれるときは、当該規定が適用されることになる。本稿の主題である国民投票運動に係る広告に関する規定（第51条）を例にとれば、2000年国民投票（郵便投票）法の施行日である2000年11月14日以降に行われた専ら郵便投票により行われる国民投票には、それぞれの根拠法である1993年市民発案国民投票法（3④⑤の事例）又は2015年ニュージーランド国旗国民投票法（2（2）④の事例）に置かれた規定が適用され、同条の規定は適用されなかった（後述Ⅱ2及び3参照）。

## Ⅱ ニュージーランドの国民投票制度における広告規制

本章では、①政府発案の国民投票（通常の投票方式によるもの）、②同（専ら郵便投票によるもの）及び③市民発案の国民投票につき、それぞれの直近の国民投票の根拠法における広告規制の規定、そして、④これまで適用例のない、2000年国民投票（郵便投票）法第51条の規定を概観する。

### 1 政府発案による国民投票（通常の投票方式によるもの）の場合

ここでは、通常の投票方式による政府発案の国民投票の実施を定める法律のうち、直近に定められた、2019年国民投票枠組法<sup>(21)</sup>における広告規制について概説する<sup>(22)</sup>。

#### (1) 規制の適用地域の範囲

規制は、国民投票広告（(2)を参照）の広告者（promoter）<sup>(23)</sup>がニュージーランド国内に滞在するときはニュージーランド国内外で適用され、ニュージーランド国外に滞在するときはニュージーランド国内に限って適用される（第36条）。これにより、国外の広告者による広告活動も、広告規制の対象となる。

<sup>(20)</sup> Referenda (Postal Voting) Act 2000 (2000, No.48)

<sup>(21)</sup> 2019年国民投票枠組法第3条の規定により、2022年7月1日に失効した。

<sup>(22)</sup> 2019年国民投票枠組法における広告規制の概要については、南部義典「ニュージーランド国民投票一制度の概要と日本法への示唆」『DEAR News』198号、2020.8, pp.2-4において、日本の国民投票法制における国民投票運動と比較して論じられている。

<sup>(23)</sup> 国民投票広告を開始する（initiate or instigate）者をいう（第38条）。

## (2) 規制の対象となる国民投票広告

媒体を問わず、有権者が国民投票において特定の選択肢 (a particular way) に投票し、又は投票しないことを促進し、又は説得する (encourage or persuade) ものと合理的にみなされる広告であって、国民投票の実施を定めた法令の規定が発効する日から国民投票の投票日の前日までの期間 (国民投票期間) に公表<sup>(24)</sup>されるものを「国民投票広告 (referendum advertisement)」と定義し、この法律の規制の対象とする (第 39 条)<sup>(25)</sup>。このため、当該期間において国民投票広告を公表すれば、放送、新聞や雑誌の紙 (誌) 面、ウェブ媒体を問わず、全て規制の対象となる。

## (3) 広告者の氏名又は名称及び住所の表示義務

国民投票期間中に国民投票広告を公表する場合、広告者の氏名又は名称 (name) (以下「氏名等」) 及び住所を明確に表示 (音声による場合は他の部分よりも聞き取りにくくならないように発声) しなければならない (第 52 条)、故意に違反した場合、4 万ニュージーランド・ドル (以下「NZ ドル」) (約 338 万円)<sup>(26)</sup>以下の罰金刑に処せられる (第 75 条及び第 82 条第 (2) 項)。

## (4) 国民投票支出の範囲

国民投票広告の準備、デザイン、編集、印刷、郵送及び公表に必要な費用等を含み、世論調査の実施費用、非営利目的の広告掲示に係る費用、無償労働に係る労働の価値を金銭に換算した費用、破損等に伴う広告の取替費用、無償での車両の使用の価値を金銭に換算した費用を含まないものを「国民投票支出 (referendum expenses)」といい、この法律の規制の対象とする (第 40 条)。

国民投票支出を負担できるのは、広告者及び負担することを広告者から承認されている者に限定され (第 46 条)、それ以外の者が負担することは禁止されている。これに違反すると、故意によるときは 2 年以下の拘禁刑 (imprisonment) 若しくは 10 万 NZ ドル (約 845 万円) 以下の罰金刑又はこれらの併科に (第 77 条第 (1) 項及び第 82 条第 (1) 項)、故意でないときは 4 万 NZ ドル (約 338 万円) 以下の罰金刑に、それぞれ処せられる (第 77 条第 (2) 項及び第 82 条第 (2) 項)。

<sup>(24)</sup> あらゆる媒体での展示、あらゆる方法での配布、配達、ある場所への放置、郵送等による送付、新聞その他の定期刊行物への印刷、あらゆる方法での放送、インターネットその他の電子媒体による拡散、公衆に利用可能な方法による電子的な蓄積、コンピュータとともに使用する機器への記録、フィルム又はビデオへの挿入を含み、対面による 1 人以上への演説によるものを含まない (第 41 条)。

<sup>(25)</sup> ただし、①公的に行われるもの、② a) 定期刊行物 (国民投票の活動に無関係の目的で発行された、定期的に刊行されるか一般的に公衆が利用可能な新聞又は雑誌 (第 39 条第 (3) 項))、b) ラジオやテレビの番組及び c) ニュースメディアのインターネットサイトに掲載されたもの、③国民投票の特定の選択肢に投票し、又は投票しないことを促進せず、又は促進していないと合理的にみなされるもの、④代議院における審議の放送 (生放送か否かは問わない)、⑤個人による個人的な政治的見解をインターネット等の電子媒体に無報酬で公表するもの、⑥総督が定める勅令により国民投票広告ではないと定められた広告などについては、国民投票広告から除外される (同条第 (2) 項及び第 85 条 (a) 号)。なお、当該勅令は制定されなかったため、⑥に該当するものは存在しない。“Secondary legislation made under this Act (if published on this website),” *Referendums Framework Act 2019*, New Zealand Legislation Website <<https://www.legislation.govt.nz/act/public/2019/0071/latest/secondary.aspx?sds=aa&sdr=1&sda=1>>

<sup>(26)</sup> 1NZ ドルは約 84.5 円。令和 4 年 10 月分報告省令レートに基づく (以下同じ)。

### (5) 規制の対象となる期間

国民投票運動における広告規制の対象となる期間（以下「国民投票広告規制期間」）は、総選挙の選挙運動における広告規制の対象となる期間と同一の期間とされ（第 42 条）、その期間は、①首相が公告を行った日の翌日又は②投票日の前日の 3 か月前から、投票日の前日までの間とされる（1993 年選挙法第 3B 条）。2020 年国民投票では、このうち①が適用され、2020 年 8 月 18 日から 10 月 16 日までの約 2 か月間が、国民投票広告規制期間とされた<sup>(27)</sup>。

### (6) 登録広告者制度

広告者は、その氏名等及びその連絡先を選挙委員会に登録することにより「登録広告者 (registered promoter)」になることができる（第 54 条及び第 55 条）。なお、選挙運動の場合（1993 年選挙法第 204K 条 (d) 号<sup>(28)</sup>と同様、在外外国人等 (overseas person)<sup>(29)</sup>は対象から除外されている（第 54 条第 (2) 項）。

登録広告者の登録が行われた登録簿は、電子的に調製され（第 63 条）、選挙委員会の事務所において無料で閲覧でき、さらに有料で謄本又は抄本を入手することができる（第 65 条）。なお、この登録は、国民投票の結果が公告された日の 6 か月後に失効する（第 60 条）。

### (7) 国民投票支出の上限額

国民投票広告規制期間中に公表される国民投票広告に係る国民投票支出の上限額は、登録広告か否かで異なる。2020 年国民投票の時点で、登録広告者の国民投票広告に係る国民投票支出の上限額が 33 万 8 千 NZ ドル（約 2856 万 1 千円）<sup>(30)</sup>（第 45 条及び 1993 年選挙法第 206V 条第 (1) 項）、登録広告者でない者の当該支出上限額が 1 万 3600NZ ドル（約 114 万 9200 円）<sup>(31)</sup>であった（第 44 条 (b) 号及び 1993 年選挙法第 204B 条第 (1) 項 (d) 号）。この上限を超えて国民投票支出を行った場合の罰則は、表 1 のとおりである。

表 1 国民投票支出の上限額を超えた支出を行った場合の罰則

	支出金額	対象者	故意か否か	罰則（根拠条文）
①	33 万 8 千 NZ ドルを超える金額	登録広告者 直接・間接的に支出を行った者 登録広告者による限度額超の 支出を故意に補助又は教唆した者	故意	2 年以下の拘禁刑若しくは 10 万 NZ ドル以下の罰金刑又はこれらの併科（第 78 条第 (1) 項及び第 (2) 項 (a) 号並びに第 82 条第 (1) 項）
			故意でない	4 万 NZ ドル以下の罰金刑（第 78 条第 (1) 項及び第 (2) 項 (b) 号並びに第 82 条第 (2) 項）
②	1 万 3600NZ ドルを超える金額	登録広告者でない者	故意	4 万 NZ ドル以下の罰金刑（第 75 条 (a) 号及び第 82 条第 (2) 項）

（出典）2019 年国民投票枠組法の規定を基に筆者作成。

<sup>(27)</sup> Alicia Wright (Chief Electoral Officer), “Regulated Period for the 2020 General Election,” *New Zealand Gazette*, 2020.8.24.

<sup>(28)</sup> 2010 年選挙（資金改革及び期日前投票）改正法 (Electoral (Finance Reform and Advance Voting) Amendment Act 2010) による 1993 年選挙法の一部改正により加えられた規定である。同法制定時の委員会報告書では、この規定を設ける目的につき、「可能な限りニュージーランドとつながりのない (no ties) 外部からの不当な影響を受ける可能性に備える」ことと述べている。Electoral Legislation Committee, “Electoral (Finance Reform and Advance Voting) Amendment Bill (146-2): Commentary,” 2010.11.22, p.9. New Zealand Parliament Website <[https://www.parliament.nz/resource/en-NZ/49DBSCH\\_SCR4919\\_1/20ad81c271855b22b7595ddb16fd0a52faac599b](https://www.parliament.nz/resource/en-NZ/49DBSCH_SCR4919_1/20ad81c271855b22b7595ddb16fd0a52faac599b)>

<sup>(29)</sup> ①ニュージーランド国外の在住者であって、かつ、a) ニュージーランド市民 (New Zealand citizen) でないもの若しくは b) ニュージーランドで有権者登録をしていないもの、②ニュージーランド国外で法人化された法人 (body corporate) 又は③ニュージーランド国外に本部若しくは主要な事業拠点を有する非法人団体 (unincorporated body) をいう（第 54 条第 (2) 項）。

なお、これらの上限額を超えることを回避する目的で他の者と契約の締結等を行うことや、2以上の法人又は非法人団体を設立し、又は組織することは禁止されており、これに違反すると、表1の①を回避する目的の場合は2年以下の拘禁刑若しくは10万NZドル（約845万円）以下の罰金刑又はこれらの併科に（第78条第(3)項及び第82条第(1)項）、表1の②を回避する目的の場合は4万NZドル（約338万円）以下の罰金刑に（第76条及び第82条第(2)項）、それぞれ処せられる。

2020年の国民投票（I 2(2)参照）のように、複数の政策課題に関して同時に行われる国民投票の場合、この支出額の算定は、個々の課題ごとに分割して行うこととされる（第48条）。したがって、例えば、大麻合法化法案の議会への提出に係る国民投票及び終末期選択法の施行に係る国民投票に、それぞれ8千NZドル（約67万6千円）を支出することは、登録広告者でなくても許容されることになる<sup>(32)</sup>。他方、個々の課題ごとに分割できない性質の費用の場合は、当該費用を分割せずに全額をそれぞれの国民投票支出として算入することとされる（第49条）。したがって、例えば、大麻合法化法案に係る国民投票及び終末期選択法の施行に係る国民投票の双方のための1千NZドル（約8万4500円）の看板（billboard）に係る支出は、それぞれの国民投票支出に1千NZドルとして計上されることになる<sup>(33)</sup>。

#### (8) 国民投票支出に係る報告義務等

広告者は、国民投票広告規制期間内の国民投票広告に係る費用を立証するための書類を、国民投票と同時に実施される総選挙の投票日の3年後の日<sup>(34)</sup>まで保存する義務を負う（第51条）。合理的な理由なくこの義務に違反する者は、4万NZドル（約338万円）以下の罰金刑に処せられる（第79条及び第80条）。登録広告者については、国民投票支出に関して発生した50NZドル（約4,225円）以上の支出について、明細が記された請求書及び領収書によって証明することが義務付けられ（第71条）、さらに、規制期間における国民投票広告に係る支出が10万NZドル（約845万円）を超える登録広告者については、投票日から70就業日（working day）後までに、国民投票広告に係る費用の報告書を選挙委員会に提出することが義務付けられている（第72条）。合理的な理由なく提出しなかった場合は、4万NZドル（約338万円）以下の罰金刑に処せられる（第81条第(1)項）。なお、重要事項の記載内容に誤りがある場合は、故意によるときは2年以下の拘禁刑若しくは10万NZドル（約845万円）以下の罰金刑又はこれらの併科に処せられ（第81条第(2)項(a)号及び第82条第(1)項）、故意でないときは記載内容の正確性を確保するための合理的な手順を踏んだこと等を立証しない限り、4万NZドル（約338万円）以下の罰金刑に処せられる（第81条第(2)項(b)号及び第82条第(2)項）。

<sup>(30)</sup> 2019年国民投票枠組法の制定時には33万NZドル（約2788万5千円）であったが、2020年7月1日の1993年選挙法の一部改正により33万8千NZドル（約2856万1千円）に増額された。その後2度の改正を経て、2022年7月1日の同法の失効の時点では、36万7千NZドル（約3101万1500円）であった。

<sup>(31)</sup> 2019年国民投票枠組法の制定時には13,200NZドル（約111万5400円）であったが、2020年7月1日の1993年選挙法の一部改正により13,600NZドル（約114万9200円）に増額された。その後2度の改正を経て、2022年7月1日の同法の失効の時点では、14,700NZドル（約124万2150円）であった。

<sup>(32)</sup> “Spending more than \$13,800 means you needed to register,” *About referendum advertising*. Electoral Commission Website <<https://elections.nz/guidance-and-rules/referendums/about-referendum-advertising/>>

<sup>(33)</sup> *ibid.*

<sup>(34)</sup> 当該国民投票が再投票に付された場合は、当該再投票に係る投票結果の公告日となる。

選挙委員会は、提出された報告書の謄本を作成し、この謄本を、当該報告書を選挙委員会が受理した日の3就業日後から次の総選挙の投票日までの間、公衆の閲覧に供することとされる（第74条）。また、選挙委員会がその記載に虚偽又は誤解させるような情報が含まれると信じる相当な理由があるときは、登録広告者に対し、その負担で監査人（auditor）による報告書の入手を命じることができる（第73条第(1)項）。

## 2 政府発案による国民投票（専ら郵便投票によるもの）の場合

前述のとおり、専ら郵便投票による国民投票の場合、政府発案による国民投票であっても、原則として一般法である2000年国民投票（郵便投票）法が適用され、特別法が制定されている場合は当該特別法が適用されることになる。広告規制に関する規定については、特別法に規定が設けられていたことから、これまで2000年国民投票（郵便投票）法が適用されたことがなく、同法施行後初めて行われた政府発案の国民投票（2015年及び2016年に行われたニュージーランドの国旗に関するもの）においても、当該国民投票の実本法である2015年ニュージーランド国旗国民投票法<sup>(35)</sup>（以下「2015年国旗国民投票法」）における広告規制の規定が適用された。このため、当該規定について説明する。

### (1) 規制の対象となる国民投票広告

国民投票広告を「有権者が国民投票に投票し、又は投票しないことを促進し、又は説得するものと合理的にみなされるものであって」2015年国旗国民投票法の施行日から2回目の国旗国民投票<sup>(36)</sup>の投票期間の終了日までの間に、①ラジオ若しくはテレビによる放送、②掲示板（電子掲示板を含む。）への掲示、③新聞若しくは雑誌への印刷又は④配布<sup>(37)</sup>を目的とした印刷業者等による小冊子、パンフレット、ちらし、ビラ若しくはポスターの印刷を行うことにより公表することと規定している（第63条第(1)項）。その上で、対象外のものとして、①国民投票広報委員会（panel）<sup>(38)</sup>、官庁（agency）又は選挙委員会の広告であって、これらの者を示す表示又はシンボルが含まれているもの、②定期行物及びラジオ・テレビ番組の編集コンテンツ、③現在のニュージーランド国旗、代替となる国旗のデザイン又は関連するシンボルの表示であって、国民投票の投票を促進させるような文言又はイメージを伴わずに公表されているもの、④代議院における審議の放送（生放送か否かは問わない。）並びに⑤インターネット上のあらゆる出版物を挙げている（第63条第(2)項）。

<sup>(35)</sup> New Zealand Flag Referendums Act 2015 (2015, No.66)

<sup>(36)</sup> 2015年国旗国民投票法に基づく国民投票は2015年11月と2016年3月の2回、投票が行われた。1回目の国民投票はニュージーランドの国旗の五つの代替案の中から選好順位を記入するもの、2回目の国民投票は1回目の国民投票の結果最も票を獲得した代替案と現行の国旗のうち好きな方一つにチェックするものであった。

<sup>(37)</sup> この「配布」には、①公共の場所に展示又は放置すること、②住所に向けて配達すること、③郵送その他の方法により送付すること及び④回覧することを含むとされていた（第63条第(4)項）。

<sup>(38)</sup> 2015年国旗国民投票法に基づいて行われる国民投票を所管する大臣によって任命された、ニュージーランド政府に代わって国民投票に関連した広報運動その他の活動を行う委員会をいう（第5条）。

## (2) 広告者の氏名等及び住所の表示義務

国民投票広告を公表しようとするときは、広告者の氏名等及び住所を明確に表示（ラジオ放送による場合は他の部分よりも聞き取りにくくならないように発声）しなければならない（第64条）とした上で、故意に違反した場合、4万NZドル（約338万円）以下の罰金刑に処する（第65条）とした。

## 3 市民発案による国民投票の場合

1993年市民発案国民投票法では、宣伝（publicity）という章（第3章）を置き、その中で様々な規制を規定する。以下ではこの規制について説明する。なお、専ら郵便投票で行われる場合についても、原則として特別法である同法の規定が適用されることとなる。

### (1) 規制の対象となる国民投票広告

市民発案による国民投票の実施を求める申請（petition）に関連して<sup>(39)</sup>、又は当該国民投票において投票者に尋ねる設問への回答の一つを促進するために用いられ、又は用いられると考えられる広告であって、新聞、定期刊行物、ポスター・ちらしに掲載し、又はラジオ局若しくはテレビ局から放送するものを、規制対象の国民投票広告とする（第41条第(1)項）。このため、インターネット広告は規制の対象外となる。

### (2) 広告者の実名及び住所の表示義務

指示的国民投票期間<sup>(40)</sup>（専ら郵便投票により行われる場合は2000年国民投票（郵便投票）法に規定する投票期間<sup>(41)</sup>）中に国民投票広告を公表するときは、広告者の実名（true name）及び住所（address）を表示しなければならない（第41条第(1)項）。故意に違反した場合、1万NZドル（約85万円）以下の罰金刑に処せられる（第41条第(3)項及び1993年選挙法第224条第(2)項(c)号）。なお、これらの規定は、新聞その他の定期刊行物又は放送事業者によるラジオ・テレビ番組における国民投票に関するニュース又は意見（comments）の公表を妨げるものではない（第41条第(4)項）。

### (3) 国民投票支出の上限額

国民投票広告に対し、5万NZドル（約422万5千円）超の支出をすることが禁止される。故意に違反した場合、2万NZドル（約169万円）以下の罰金刑に処せられる（第42条）。

<sup>(39)</sup> 具体的には、市民発案による国民投票の実施のために必要となる、有権者総数の10%以上の署名集めのための広告を想定しているものと考えられる。

<sup>(40)</sup> 当該国民投票における正確な設問を代議院事務局長が決定した旨を官報（代議院事務局長が必要と認められる場合には新聞を含む。）で公告した日の翌日から投票日の前日までの期間をいう（第41条第(2)項）。

<sup>(41)</sup> 勅令により総督が指定する金曜日の21日前の日から当該金曜日の午後7時までの期間をいう（第2条及び2000年国民投票（郵便投票）法第30条）。

#### (4) 国民投票広告に係る支出における広告者の義務

広告者は、国民投票に係る広告に関する選挙委員会への報告書を、市民発案による国民投票を行うための要件を満たすことができなかつたことから当該国民投票に係る申請が失効した日又は投票結果が公告された日の翌日から1か月以内に作成しなければならない(第43条第(1A)項)。合理的な理由なく違反した場合、2万NZドル(約169万円)以下の罰金刑に処せられる(同条第(3)項)。重要事項の記載内容に誤りがある場合は、故意によるときは1年以下の拘禁刑若しくは2万NZドル(約169万円)以下の罰金刑又はこれらの併科に、故意でないときは、意図的に事実を偽り若しくは隠ぺいしていないこと又は記載内容の正確性を確保するための合理的な手順を踏んだこと等を立証しない限り2万NZドル(約169万円)以下の罰金刑に、それぞれ処せられる(同条第(4)項)。

なおこの報告書は、選挙委員会が受理した日の翌日から5年間、選挙委員会の事務所又は選挙委員会が指定する場所において保管し、当該期間内において公衆の閲覧に供することとされている。この5年間が経過した場合、選挙委員会は当該報告書を廃棄しなければならない(第45条)。

### 4 2000年国民投票(郵便投票)法における広告規制

前述のとおり、これまで行われた専ら郵便投票による国民投票における広告規制については、一般法である2000年国民投票(郵便投票)法の規定ではなく、特別法である政府発案の国民投票の実施法又は1993年市民発案国民投票法の規定が適用されていた。ただ、これらの特別法に広告規制の規定が設けられなかった場合には、2000年国民投票(郵便投票)法の規定が適用されることとなることから、同法における広告規制についても説明する。

#### (1) 規制の対象となる国民投票広告

同法において広告規制が規定されているのは第51条(識別される広告発注者(advertiser))ただ1条であり、国民投票の何らかの側面に関連する広告が規制の対象となる。ただし、このような広告であっても、国民投票広報委員会、選挙管理官(Returning Officer)又は選挙委員会によって公表され、又は放送された広告であって、これらの者によって承認されたものであることを示す表示又はシンボルが含まれているものは、規制の対象外とされる(第(1)項)。

また、国民投票の何らかの側面に関連する、あらゆるニュース又は意見の公表又は放送にも同条は適用されない(第(2)項)。

#### (2) 広告発注者の実名及び住所の表示義務

(1)に該当する国民投票広告を公表し又は放送する者は、当該広告を発注した(commission)者の実名及び住所(postal address)を記載した表示を含めなければならない(第51条第(3)項)。合理的な理由なく違反した場合、2万NZドル(約169万円)以下の罰金刑に処せられる(第67条)。

### 5 まとめ

このように、それぞれの制度における広告規制及び罰則には差異がある。これを比較対照すると、表2のとおりとなる。

表2 国民投票制度における広告規制の内容及び違反時の罰則

種別	政府発案 (通常の投票方式)	政府発案 (専ら郵便投票)	市民発案	専ら郵便投票 (一般法)
根拠法	2019年国民投票枠組法	2015年国旗国民投票法	1993年市民発案国民投票法	2000年国民投票(郵便投票)法
広告の公表の際の表示義務	<p>広告を公表する者の義務(広告者の氏名等・住所)(第52条)</p> <p>【罰則】 故意犯:4万NZドル以下の罰金刑(第75条及び第82条第(2)項)</p>	<p>広告を公表する者の義務(広告者の氏名等・住所)(第64条)</p> <p>【罰則】 故意犯:4万NZドル以下の罰金刑(第65条)</p>	<p>広告を公表する者の義務(広告者の実名・住所)(第41条第(1)項)</p> <p>【罰則】 故意犯:1万NZドル以下の罰金刑(第41条第(3)項及び1993年選挙法第224条第(2)項(c)号)</p>	<p>広告を公表又は放送する者の義務(広告発注者の実名・住所)(第51条第(3)項)</p> <p>【罰則】 合理的な理由なく違反した場合、2万NZドル以下の罰金刑(第67条)</p>
国民投票支出の上限額	<p>登録広告者:33万8千NZドル(第45条及び1993年選挙法第206V条第(1)項)<sup>(注1)</sup></p> <p>それ以外:1万3600NZドル(第44条(b)号及び1993年選挙法第204B条第(1)項(d)号)<sup>(注2)</sup></p> <p>【罰則】 ①登録広告者による33万8千NZドルを超える支出(故意に支出を幫助又は教唆した者を含む。) 故意犯:2年以下の拘禁刑若しくは10万NZドル以下の罰金刑又はこれらの併科(第78条第(1)項及び第(2)項(a)号並びに第82条第(1)項) その他:4万NZドル以下の罰金刑(第78条第(1)項及び第(2)項(b)号並びに第82条第(2)項) ②登録広告者でない者の故意による1万3600NZドルを超える支出:4万NZドル以下の罰金刑(第75条(a)号及び第82条第(2)項)</p>	なし	<p>5万NZドル(第42条)</p> <p>【罰則】 故意犯:2万NZドル以下の罰金刑(第42条)</p>	なし
広告者等以外の者による国民投票支出の負担制限	<p>あり(第46条)</p> <p>【罰則】 故意犯:2年以下の拘禁刑若しくは10万NZドル以下の罰金刑又はこれらの併科(第77条第(1)項及び第82条第(1)項) その他:4万NZドル以下の罰金刑(第77条第(2)項及び第82条第(2)項)</p>	なし	なし	なし
広告費用の証拠書類の保存	<p>投票日の3年後の日までの保存義務を負う(第51条)。 登録広告者は50NZドル以上の支出について明細が記された請求書・領収書により証明する義務がある(第71条)。</p> <p>【罰則】 合理的な理由なく違反した場合、4万NZドル以下の罰金刑(第79条及び第80条)</p>	なし	なし	なし

種別	政府発案 (通常の投票方式)	政府発案 (専ら郵便投票)	市民発案	専ら郵便投票 (一般法)
国民投票 広告に係 る費用の 報告書の 提出	規制期間における国民投票広告 に係る支出が10万NZドルを超 える登録広告者が対象 【罰則】 合理的な理由なく違反した場合、 4万NZドル以下の罰金刑(第81 条第(1)項) 重要事項の記載内容に誤りがあ る場合、故意犯は2年以下の拘 禁刑若しくは10万NZドル以下 の罰金刑又はこれらの併科(第 81条第(2)項(a)号及び第82条 第(1)項)、それ以外は記載内容 の正確性を確保するために合理 的な手順を踏んだことを立証し ない限り、4万NZドル以下の罰 金刑(第81条第(2)項(b)号及 び第82条第(2)項)	なし	申請が失効した日又は投票 結果が公告された日の翌日 から1か月以内に作成する 義務あり(第43条第(1A)項) 【罰則】 合理的な理由なく違反した 場合、2万NZドル以下の 罰金刑(第43条第(3)項) 重要事項の記載内容に誤り がある場合、故意犯は1年 以下の拘禁刑若しくは2万 NZドル以下の罰金刑又は これらの併科、それ以外は 記載内容の正確性を確保す るために合理的な手順を踏 んだことを立証しない限り、 2万NZドル以下の罰 金刑(第43条第(4)項)	なし
外国人に よる国民 投票広告 の制限	在外外国人等については、登録 広告者の登録ができないため(第 54条)、支出が1万3600NZドル までに制限される <sup>(注2)</sup> 。	なし	なし	なし
インター ネット広告 の取扱い	規制対象(第39条)	規制対象外(第63 条第(2)項(e)号)	規制対象外(第41条第(1) 項)	規制対象外(第51条 第(3)項)

(注1) 2020年の国民投票が行われた時点(2020年10月17日)現在の金額である。2019年国民投票枠組法の制定時には33万NZドルが上限であった。なお、この金額はその後増額され、2022年7月1日の同法の失効時点では、36万7千NZドルであった。

(注2) 2020年の国民投票が行われた時点(2020年10月17日)現在の金額である。2019年国民投票枠組法の制定時には1万3200NZドルが上限であった。なお、この金額はその後増額され、2022年7月1日の同法の失効時点では、1万4700NZドルであった。

(出典) 2019年国民投票枠組法、2015年国旗国民投票法、1993年市民発案国民投票法及び2000年国民投票(郵便投票)法の規定を基に筆者作成。

ニュージーランドにおける国民投票広告の規制の手法には、国民投票広告への広告者の氏名等の表示又は支出報告書の提出による支出の透明化と、支出上限額の設定がある。外国人による広告に対する規制も、政府発案(通常の投票方式)の種別において、在外外国人等による国民投票支出の上限額を低く抑える手法だけを採用していることが分かる。また、市民発案の種別における広告規制は、2019年国民投票枠組法の制定後も国民投票支出の上限額について低い額の設定を維持する一方、外国人への規制や支出関係書類の保存義務を設けていない。ただし、支出額にかかわらず、国民投票広告の広告者には、国民投票広告に係る費用の報告書の提出義務が課せられる。なお、専ら郵便投票の種別では、政府発案の場合には広告者の氏名等を表示する義務しか課せられておらず、一般法の場合にも、広告発注者の実名等を表示する義務しか課せられていない(第51条)ことから、ほぼ自由に国民投票広告を公表することができることになる。

さらに、インターネット広告を規制対象としているのは、政府発案(通常の投票方式)の種別だけであることも特徴的である。政府発案(専ら郵便投票)の種別に分類される2015年国旗国民投票法がインターネット広告を規制対象としていなかったことについて選挙委員会は、国民投票運動の広告に関する苦情はほとんど見られず、ソーシャルメディアが規制対象外であったことで、一般市民や関係団体等がソーシャルメディア上で自由に討論し、意見を表明することができたことと肯定的に評価している<sup>(42)</sup>。

(42) Electoral Commission, *Report of the Electoral Commission on the first and second referendums on the New Zealand Flag*, 2016.5.26, p.11. <<https://elections.nz/assets/2015-and-2016-flag-referendums/report-on-the-2015-and-2016-flag-referendums.pdf>>

## Ⅲ 2020年国民投票における広告規制

### 1 規制の導入に当たっての検討経過

司法省は、2020年国民投票における国民投票広告の規制に当たり、五つの論点（①インターネット上の広告を規制の対象に含めるか否か、②規制のレベル、③二重広告の経費上の扱い、④広告者の登録及び経費の公開における「一定額」の設定並びに⑤国民投票広告への支出上限額の設定）を設定し、それぞれに採り得る選択肢を示した上で得失を分析し、望ましい規制を提案する内容の「影響評価書：2020年総選挙の際の国民投票広告」と題する資料<sup>(43)</sup>（以下「評価書」）を作成した。内閣は、この評価書に従って国民投票広告の規制を規定した法案を提出し、2019年国民投票枠組法における広告規制の内容が定まった。そこで本節では、評価書を基に、同法における広告規制の意義やその検討内容について説明する。

#### (1) 先例となる制度の分析

評価書では、現時点では2020年国民投票に適用できる国民投票広告に係る規制は存在しないという現状を確認した上で、参照できる先例として、1993年市民発案国民投票法、1997年強制的退職貯蓄制度国民投票法、2010年選挙国民投票法<sup>(44)</sup>及び2015年国旗国民投票法、さらに、選挙に係る広告規制を規定する1993年選挙法を挙げ、これらの法律における広告規制を比較するため、次のような表（表3）を掲載している。

表3 各法制度における広告規制の比較表

法律	広告者の表示	選挙委員会への登録	経費の公開	支出上限額
1993年選挙法	○	第三者広告者 <sup>(注)</sup> が一定額以上支出する場合	全ての政党及び候補者 第三者広告者が10万NZドルを超えて支出した場合	候補者、政党及び第三者 広告者に上限額を設定
1993年市民発案国民投票法	○	なし	全ての広告者	5万NZドル
1997年強制的退職貯蓄制度国民投票法	○	なし	なし	なし
2010年選挙国民投票法	○	1万2千NZドルを超える支出を行う場合	支出額が10万NZドルを超えた場合	30万NZドル
2015年国旗国民投票法	○	なし	なし	なし

（凡例）○は、広告者の氏名等の表示義務が課せられていることを示す。

（注）広告者のうち政党及び候補者本人以外の者が広告者であるものをいう。

（出典）Ministry of Justice, *Referendum Advertising at the 2020 General Election*, 2019.6.13, p.7. <<https://www.justice.govt.nz/assets/ris-referendum-advertising-at-the-2020-general-election.pdf>> を基に筆者作成。

<sup>(43)</sup> Ministry of Justice, *Referendum Advertising at the 2020 General Election*, 2019.6.13. <<https://www.justice.govt.nz/assets/ris-referendum-advertising-at-the-2020-general-election.pdf>>

<sup>(44)</sup> Electoral Referendum Act 2010 (2010, No.139)

また評価書は、国民投票広告の範囲を定めるため、1993年選挙法における選挙広告（election advertising）の定義を紹介する。すなわち「1993年選挙法には、投票者が候補者又は政党に投票し、又は投票しないことを促進し、又は説得するものと合理的にみなされる、あらゆる媒体での広告としての選挙広告の定義が含まれる」一方で、①選挙の実施に関係し、選挙委員会その他の政府機関により承認された広告、②定期刊行物、ラジオ若しくはテレビの番組、ニュースメディア又はインターネットサイトの編集コンテンツ、③国会議員の連絡先情報、④代議院における審議のあらゆる放送及び⑤支払を行わず、又は受け取ることなく、インターネット（又はその他の電子媒体）上に表明された個人的な見解が含まれないことを紹介する<sup>(45)</sup>。

## (2) 検討の前提条件の提示

次に評価書は、今回の国民投票の広告規制の検討の前提条件を提示する。すなわち、今回の国民投票が2020年の総選挙と同時に進行されることから、選挙委員会による事務の円滑な実施と、総選挙と国民投票の双方の運動に関わる広告者のためには、選挙と国民投票の双方の規則が整合していることが非常に望ましいとする<sup>(46)</sup>。

また、評価書の発行日である2019年6月13日から2020年の総選挙の実施日（2020年10月17日）まで約1年4か月と、時間的余裕が余りないことを踏まえ、これまでニュージーランドで採用されなかった方策、例えば、第三者広告者<sup>(47)</sup>に寄附の公開を義務付けることは、実現可能性を危うくするとして、検討対象から除外し、これまで採用してきた四つの方策に絞って検討することとしている<sup>(48)</sup>。この四つの方策とは、①広告への広告者の氏名等の表示義務、②国民投票広告に一定額以上を支出しようとする広告者の登録義務、③②で登録された広告者が一定額以上支出した経費の公開及び④国民投票広告への支出上限額の設定である<sup>(49)</sup>。

なお評価書では、国民投票広告の規制を行わない場合であっても、広告基準機構（Advertising Standards Authority）<sup>(50)</sup>が制定する「広告基準規約（Advertising Standards Code）」<sup>(51)</sup>とそのガイドラインが適用されることを述べている<sup>(52)</sup>。

## (3) インターネット上の広告を規制対象とすることについての分析

続けて評価書は、国民投票広告の定義の分析を行っている。2010年選挙国民投票法では、1993年選挙法における選挙広告の定義に基づき国民投票広告を定義していたことを反映してインターネット等による広告も対象に含めていた一方、2015年国旗国民投票法では、国旗と

<sup>(45)</sup> Ministry of Justice, *op.cit.* (43), pp.6-7.

<sup>(46)</sup> *ibid.*, p.8.

<sup>(47)</sup> 広告者のうち政党及び候補者本人以外の者が広告者であるものをいう。*ibid.*, p.7.

<sup>(48)</sup> *ibid.*, p.8.

<sup>(49)</sup> *ibid.*, pp.10-11.

<sup>(50)</sup> ニュージーランドにおける広告自主規制機関。広告業界、新聞業界、放送業界等のマスメディア業界の団体により、前身の機関である広告業委員会（Committee of Advertising Practice）が1973年に設立され、1990年に現在の名称となった。“About us.” Advertising Standards Authority Website <<https://www.asa.co.nz/about-us/>>

<sup>(51)</sup> “Advertising Standards Code.” Advertising Standards Authority Website <<https://www.asa.co.nz/codes/codes/advertising-standards-code/>>

<sup>(52)</sup> Ministry of Justice, *op.cit.* (43), p.9.

いうほとんど商業的利益を生じない問題に関して専ら郵便投票により行われる国民投票という性質を重視して、一般公衆の参加への障壁を減らすべきであるとの考えから、インターネット上のあらゆる出版物を規制対象から除外したことを紹介している<sup>(53)</sup>。

そして評価書は、インターネット等による広告を国民投票広告の定義に含めるか否かにつき、それぞれの長所及び短所を挙げている<sup>(54)</sup>。これをまとめると、表4のとおりとなる。

表4 インターネット上の広告を国民投票広告に含める場合と含めない場合の長所と短所

	長所	短所
インターネット上の広告を含める場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告の透明性が向上すること。</li> <li>・ 選挙法と整合していること。</li> <li>・ 全ての種類の媒体を平等に扱っていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民投票の広告を公表していると認識していない個人による小規模の広告まで捕捉してしまうこと。</li> <li>・ 意見表明及び参加の自由に対する何らかの障壁ができてしまうこと。</li> </ul>
インターネット上の広告を含めない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネット上で国民投票広告に関与していたとの認識がないかもしれない小規模な運動主体や小規模な利益集団まで捕捉する可能性が低いこと。</li> <li>・ 全ての国民投票に係る運動の関係者が、インターネットで自由に宣伝できることを可能とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネット上の広告に対して透明性がなく、潜在的に外国からの干渉の問題があること。</li> <li>・ 選挙法の規則と整合していないことから、選挙と国民投票の両方の運動を行っている者に混乱を起こしてしまう可能性があること。</li> <li>・ 著しい支出及び伝達範囲が広いインターネット上の広告について、その広告者に対する透明性がなく、全く規制できない可能性があること。</li> <li>・ 資金が豊富な広告者及びインターネット上で存在感が高い広告者がインターネット上の広告を充満させ、そうでない広告者の存在をかき消してしまうおそれがあること。</li> <li>・ 他の旧来の媒体を好んで使う広告者や投票者に不当な不利益をもたらすこと。</li> </ul>

(出典) Ministry of Justice, *Referendum Advertising at the 2020 General Election*, 2019.6.13, pp.9-10. <<https://www.justice.govt.nz/assets/ris-referendum-advertising-at-the-2020-general-election.pdf>> を基に筆者作成。

なお、インターネット上の広告を国民投票広告に含める場合には、言論の自由やソーシャルメディアでの意見交換や意見の共有の権利を保障するため、1993年選挙法と同様に「インターネット又はその他のソーシャルメディア上に（無報酬で）個人により表明された私的な見解」を除外すべきであるとする。ただし、その場合であっても、特定のウェブサイトやSNSで結成しているグループとして広告を表示する等のときは、国民投票広告に該当するとしている<sup>(55)</sup>。

#### (4) 規制方策の分析

以上を踏まえた上で、評価書は、規制方策の分析を行い、前述の四つの方策を組み合わせた①低レベル、②中レベル及び③高レベルの三通りの規制の強度を設定し、それぞれの長所及び短所を挙げている<sup>(56)</sup>。これをまとめると、表5のとおりとなる。

<sup>(53)</sup> *ibid.* なお、この除外については、前述（II 5）のとおり、ソーシャルメディアが規制対象外であったことで、一般市民や関係団体等がソーシャルメディア上で自由に討論し、意見を表明することができたと選挙委員会が肯定的に評価している。

<sup>(54)</sup> *ibid.*, pp.9-10.

<sup>(55)</sup> *ibid.*, p.10.

<sup>(56)</sup> *ibid.*, pp.11-12.

表5 国民投票広告規制の強度ごとの比較

強度	低レベル	中レベル	高レベル
規制の内容	(i) 広告への広告者の氏名等の表示義務 * 2015年国旗国民投票法が採用	(i) 広告への広告者の氏名等の表示義務 (ii) 国民投票広告に一定額以上を支出しようとする広告者の登録義務 (iii) (ii) で登録された広告者が一定額以上支出した経費の公開	(i) 広告への広告者の氏名等の表示義務 (ii) 国民投票広告に一定額以上を支出しようとする広告者の登録義務 (iii) (ii) で登録された広告者が一定額以上支出した経費の公開 (iv) 国民投票広告への支出上限額の設定 * 1993年選挙法及び2010年選挙国民投票法が採用
長所	・公開討論 (public debate) における意見表明及び参加の自由に対する障壁が最小限となること。 ・法令遵守及び運用に係る費用が最小限となること。	・上記 (i) と (iii) による透明性の向上 ・中小規模の国民投票運動主体 <sup>(注)</sup> でも、登録及び支出報告書の作成といった事務負担なしに広告を出すことができること。 ・国民投票運動主体による広告支出の規模に財政的な上限がないこと。	・最高度の透明性 ・公開討論の間及びその後における支出の影響の理解に役立つこと。 ・公的機関による投票者向け情報の広報(選挙委員会による投票者の登録及び啓発の広報を含む。)が他の広報にかき消されないよう確保することに資すること。 ・アクセスの公平性: 高価な放送メディアの使用を抑制すること。
短所	・透明性が低く、広告者の身元が公衆の視線にさらされるにとどまること。 ・裕福な利害関係者が国民投票の結果を左右する可能性があること。 ・大規模な国民投票運動主体による大規模の広告が小規模の国民投票運動主体による広告をかき消してしまう可能性があること。	・透明性が中程度である(公衆は登録広告者を確認できるが、支出の内訳は国民投票終了後にしか確認できない。)にもかかわらず事務負担が増大すること。 ・大規模な広告者及び選挙委員会に法令遵守のための経費がかかること。 ・適用されることになる国民投票広告の規則と選挙の規則の差異が複雑さを加えること。 ・大規模な国民投票運動主体による大規模の広告が小規模の国民投票運動主体による広告をかき消してしまう可能性があること。	・意見表明の自由に対する具体的な制約となること。ただし、上限額の設定によっては、制約対象はかなり大規模な広告者だけとなる。 ・広告に関する支出の制限により重要な公開情報源が縮減する可能性があること。 ・経費の公開に関する運用及び法令遵守の経費がかかること(ただし、これにより支出を制限しやすくなり、また、総選挙の規則と整合する。)

(注)「国民投票運動主体 (campaigner)」とは、国民投票運動を行う個人又は団体をいう。

(出典) Ministry of Justice, *Referendum Advertising at the 2020 General Election*, 2019.6.13, pp.11-12. <<https://www.justice.govt.nz/assets/ris-referendum-advertising-at-the-2020-general-election.pdf>> を基に筆者作成。

また、中レベルと高レベルを選択する場合に決定が必要な事項として、次の3項目を取り上げ、それぞれの案の長所及び短所を挙げている<sup>(57)</sup>。まず、①選挙と国民投票の双方の内容に関する広告(以下「二重広告」)に支出した場合の計上方法(二重広告の支出の全額を各経費に計上する案と「公正かつ合理的な基準 (fair and reasonable basis)」に基づき各経費に分配し、その分配額のみを計上する案)である。次いで、②広告者の登録(表5 (ii))及び経費の公開(表5 (iii))における「一定額」の設定(1993年選挙法が適用される総選挙に合わせて前者を1万3200NZドル(約111万5400円)<sup>(58)</sup>、後者を10万NZドル(約845万円)<sup>(59)</sup>とする案と、全ての広告者に登録及び全ての支出の報告を義務付ける案)である。最後に、③支出上限額の設定

<sup>(57)</sup> *ibid.*, pp.12-14.

<sup>(58)</sup> 1993年選挙法第204B条第(1)項(d)号に規定されている金額である。この1万3200NZドルという金額は、評価書公表後の2019年7月1日に施行された同法の一部改正法に規定されているものであるが、評価書公表時にはこの一部改正法が制定されていた(2019年5月27日制定)ため、一部改正後の金額を掲載したものと見られる。この金額のその後の推移については、前掲注<sup>(31)</sup>を参照。

<sup>(59)</sup> 1993年選挙法第206ZC条第(1)項に規定されている金額である。

(表5 (iv)) (1993年選挙法が適用される総選挙における第三者広告者の支出上限額である33万NZドル(約2788万5千円)<sup>(60)</sup>とする案と政党の支出上限額である116万9千NZドル(約9878万500円)とする案)<sup>(61)</sup>である。

### (5) 各要素の分析と影響評価

その上で評価書は、情報のアクセシビリティ (Accessibility of Information)、透明性 (Transparency) 及び既存システムとの整合性 (Alignment with Existing System) の三つの基準を設定し、広告規制の各要素 (①インターネット上の広告を規制対象に含めるか、②広告規制のレベル、③二重広告の経費上の扱い、④広告者の登録及び経費の公開における「一定額」の設定並びに⑤国民投票広告への支出上限額の設定) について、それぞれ分析を行い、現状と比べた場合の影響評価を行っている<sup>(62)</sup>。その結果は、表6～表10のとおりである。

表6 インターネット上の広告を規制の対象に含めること (①) の影響評価

	含める	含めない
情報のアクセシビリティ	++ 全ての種類の媒体を通じて「媒体中立的に」公平である。 + 大規模な作業員 (larger operative) によって小規模の広告がかき消されるリスクを最小限にすることにより、幅広い見解を聴取できることを支援する。 - 国民投票運動主体 <sup>(注)</sup> がその見解を述べる際に何らかの障壁が作られてしまう。	+ 幾つかの形態の媒体における公平性を促進する何らかの規制である。 + 国民投票運動主体がオンラインで広告を公表するための制限がないため、障壁がほとんどない。
透明性	++ 広告におけるより高レベルの透明性である。	+ ある程度の透明性はあるが、オンライン広告では透明性はない。例えば、一部の国民投票運動主体又は影響力の強い外国の情報発信者 (foreign influencers) によって悪用される異常事態が発生する可能性がある。
既存システムとの整合性	++ 選挙法と整合する。 - 国民投票広告活動に従事していると認識していない個人による小規模の広告まで捕捉してしまう。	+ 国民投票広告を公表していると認識していない個人による小規模の広告まで捕捉してしまう可能性が低い。 - 選挙法の規定と完全には整合していないため、国民投票運動主体が多少混乱するおそれがある。
総合評価	+ (現状より優れている)	- (現状より劣っている)

(凡例) ++ 非常に優れている / + 優れている / 0 同じ / - 劣っている / -- 非常に劣っている

(注) 「国民投票運動主体 (campaigner)」とは、国民投票運動を行う個人又は団体をいう。

(出典) Ministry of Justice, *Referendum Advertising at the 2020 General Election*, 2019.6.13, p.17. <<https://www.justice.govt.nz/assets/ris-referendum-advertising-at-the-2020-general-election.pdf>> を基に筆者作成。

<sup>(60)</sup> 1993年選挙法第206V条第(1)項に規定されている金額である。この33万NZドルという金額も、評価書公表後の2019年7月1日に施行された同法の一部改正法に規定されているものであるが、前掲注<sup>(58)</sup>と同様の事情から、一部改正後の金額を掲載したものと見られる。この金額のその後の推移については、前掲注<sup>(30)</sup>を参照。

<sup>(61)</sup> 1993年選挙法第206C条第(1)項(a)号に規定されている金額である。この116万9千NZドルという金額も、評価書公表後の2019年7月1日に施行された同法の一部改正法に規定されているものであるが、前掲注<sup>(58)</sup>と同様の事情から、一部改正後の金額を掲載したものと見られる。この金額は、その後3度の改正を経て、2022年7月1日の時点で、130万1千NZドル(約1億993万4500円)である。

<sup>(62)</sup> Ministry of Justice, *op.cit.* (43), pp.15-16.

表7 規制のレベル (2) の影響評価

	低レベル	中レベル	高レベル
規制の内容	(i) 広告への広告者の氏名等の表示義務 * 2015年国旗国民投票法が採用	(i) 広告への広告者の氏名等の表示義務 (ii) 国民投票広告に一定額以上を支出しようとする広告者の登録義務 (iii) (ii) で登録された広告者が一定額以上支出した経費の公開	(i) 広告への広告者の氏名等の表示義務 (ii) 国民投票広告に一定額以上を支出しようとする広告者の登録義務 (iii) (ii) で登録された広告者が一定額以上支出した経費の公開 (iv) 国民投票広告への支出上限額の設定 * 1993年選挙法及び2010年選挙国民投票法が採用
情報のアクセシビリティ	++ 公開討論における意見表明及び参加の自由に対する障壁及びコストを最小限に抑える。 -- 大規模な国民投票運動主体 <sup>(注)</sup> からの高レベルの広告が小規模な国民投票運動主体による広告をかき消してしまう可能性がある。	++ 国民投票運動による見解の表明への制限はない。 -- 大規模な国民投票運動主体による高レベルの広告が小規模な国民投票運動主体による広告をかき消してしまう可能性がある。	+ アクセスの公平性: 高価な放送メディアの使用を抑制する。 - 意見表明の自由に対する具体的な制約となるが、最大規模の広告者だけが適用対象となる。 - 広告に関する支出の制限により重要な公開情報源が縮減する可能性がある。
透明性	- 透明性が低い。	+ ある程度の透明性がある(経費の公開により追加の精査が可能となる)。	++ 最高度の透明性がある(公開討論の間及びその後における支出の影響の理解に役立つ)。 + 公的機関における「投票者向け情報」の広報が他の広報にかき消されないよう確保することに資する。
既存システムとの整合性	+ 法令遵守及び運用に係る費用が全ての規制の中で最も低い。	+ 中小規模の国民投票運動主体が、登録及び支出報告書の作成の事務負担なしに広告を出すことができる。 - 透明性が中程度であるにもかかわらず事務負担が増大する。 - 大規模な広告者及び選挙委員会の法令遵守のための経費並びに適用されることとなる国民投票広告の規則と選挙の規則の差異の複雑さが増加する。	++ 総選挙の規則と整合する。 - 経費の公開に関する運用及び法令遵守の経費がかかる(ただし、大規模な広告者に限る)。
総合評価	0 (現状と同じ)	0 (現状と同じ)	+ (現状より優れている)

(凡例) ++ 非常に優れている / + 優れている / 0 同じ / - 劣っている / -- 非常に劣っている

(注) 「国民投票運動主体 (campaigner)」とは、国民投票運動を行う個人又は団体をいう。

(出典) Ministry of Justice, *Referendum Advertising at the 2020 General Election*, 2019.6.13, p.18. <<https://www.justice.govt.nz/assets/ris-referendum-advertising-at-the-2020-general-election.pdf>> を基に筆者作成。

表8 二重広告の経費上の扱い (3) の影響評価

	二重広告の支出の全額を各経費に計上する	「公正かつ合理的な基準」に基づき各経費に分配し、その分配額のみを計上する
情報のアクセシビリティ	- 表現の自由及び参加の自由に対するある程度の障壁となる。この案は、複数の案件について行われる国民投票において広告を出したい政党その他国民投票運動主体 <sup>(注)</sup> を制約するおそれがある。	+ 国民投票の経費に上限が設定されている場合、政党及び複数の案件について行われる国民投票における国民投票運動主体が、より多くの広告を出すことができる。
透明性	+ 選挙広告及び国民投票広告の双方の経費が報告されるため、経費がある程度透明化する。	+ 各種の広告に支出された正確な金額を知ることによって、透明性がより高くなる。
既存システムとの整合性	- 総選挙に適用される規則と整合しない(ただし、選挙委員会及び広告者には運用上単純である)。	+ 総選挙の広告規制の規定と整合している。 - 法令遵守及び運用がより複雑化する。
総合評価	- (現状より劣っている)	+ (現状より優れている)

(凡例) ++ 非常に優れている / + 優れている / 0 同じ / - 劣っている / -- 非常に劣っている

(注) 「国民投票運動主体 (campaigner)」とは、国民投票運動を行う個人又は団体をいう。

(出典) Ministry of Justice, *Referendum Advertising at the 2020 General Election*, 2019.6.13, p.19. <<https://www.justice.govt.nz/assets/ris-referendum-advertising-at-the-2020-general-election.pdf>> を基に筆者作成。

表9 広告者の登録及び経費の公開における「一定額」の設定(④)の影響評価

	総選挙における第三者広告者の場合と同額に設定	全ての広告者に義務付ける
情報のアクセシビリティ	+ 小規模の関係団体に国民投票運動への参加を思いとどまらせたり意図せずに違反者にしてしまったりすることがなくなる。	- 法令遵守義務を理解しない個人又は小規模の広告者に国民投票運動に参加することを思いとどまらせる可能性がある。
透明性	- 国民投票支出に関する透明性がある程度失われる。	++ 国民投票広告の支出に関する高レベルの透明性がある。
既存システムとの整合性	+ 総選挙に適用される規則と整合する。 + 国民投票運動主体 <sup>(注)</sup> 及び政党が混乱するリスクが最小化する。 + 選挙委員会が運用することがより簡単になる。 + 自身を広告者と捉えていない小規模の関係団体を意図せずに違反者にしてしまうことがなくなる。	- 遵守及び運用がより複雑であり、選挙法上の規定と大きく異なる。 - 自身を広告者と捉えていない小規模の関係団体が、登録及び支出報告書の提出の義務を知らず、意図せずに違反者になる可能性がある。
総合評価	+ (現状より優れている)	- (現状より劣っている)

(凡例) ++ 非常に優れている / + 優れている / 0 同じ / - 劣っている / -- 非常に劣っている

(注)「国民投票運動主体 (campaigner)」とは、国民投票運動を行う個人又は団体をいう。

(出典) Ministry of Justice, *Referendum Advertising at the 2020 General Election*, 2019.6.13, p.20. <<https://www.justice.govt.nz/assets/ris-referendum-advertising-at-the-2020-general-election.pdf>> を基に筆者作成。

表10 国民投票広告への支出上限額の設定(⑤)の影響評価

	総選挙における第三者広告者の支出上限額と同額に設定	総選挙における政党の支出上限額と同額に設定
情報のアクセシビリティ	+ 公平性：高価な放送及び幾つかのインターネットメディアの使用を抑制する。 - 上限額を低く設定することにより、国民投票運動の自由が大きく制約される(特に国民投票及び選挙の両方に取り組む運動主体にとって)。	+ 上限額を高く設定することにより、国民投票運動の自由度がより高くなる(特に国民投票及び選挙の両方に取り組む運動主体にとって)。 - 大規模な国民投票運動主体 <sup>(注)</sup> による大規模の広告が小規模な国民投票運動主体による広告をかき消してしまう可能性がある。
透明性	0 (現状と同じ)	0 (現状と同じ)
既存システムとの整合性	++ 総選挙に適用される支出制限の規定と高い整合性を有する(登録が必要とされる全ての国民投票運動主体(政党を含む)が第三者広告者とみなされる)。 + 国民投票運動主体及び政党が混乱するリスクが最小化される。	+ 総選挙に適用される支出制限の規定とある程度の整合性を有する(政党の支出制限とは整合する一方、その他は上限額が異なるため)。 - 第三者の国民投票運動主体が混乱するリスクがより高くなる(支出上限額が総選挙と異なるため)。
総合評価	+ (現状より優れている)	0 (現状と同じ)

(凡例) ++ 非常に優れている / + 優れている / 0 同じ / - 劣っている / -- 非常に劣っている

(注)「国民投票運動主体 (campaigner)」とは、国民投票運動を行う個人又は団体をいう。

(出典) Ministry of Justice, *Referendum Advertising at the 2020 General Election*, 2019.6.13, p.21. <<https://www.justice.govt.nz/assets/ris-referendum-advertising-at-the-2020-general-election.pdf>> を基に筆者作成。

## (6) 結論

以上の評価の結果を踏まえ、評価書は、国民投票に係る広告に対する望ましい規制について、以下の結論を導き出している<sup>(63)</sup>。

### (i) インターネット上の広告を規制の対象に含めることについて

表6の総合評価どおり、「含める」ことを推奨するとした。これにより、透明性の向上及び国民投票運動主体 (campaigner)<sup>(64)</sup>にとってより公平なアクセスが実現し、総選挙における選挙広告規制と整合し、2011年の国民投票の前例に倣うことにもなるとする。これまで実施さ

<sup>(63)</sup> *ibid.*, pp.22-24.

<sup>(64)</sup> 国民投票運動を行う個人又は団体をいう。

れた過去3回の総選挙において、既にインターネット上の広告を規制対象としていることから、選挙委員会も2020年国民投票でも対応できることに自信を示しているとする。

さらに、規制対象からインターネット上の広告を除外した場合、全ての国民投票運動主体が自由に広告を公表できることになるため、国内外の富裕な国民投票運動主体がインターネット上の広告を充満させ、小規模な国民投票運動主体のインターネット上の広告をかき消してしまうという懸念を挙げている。また、過去3回の総選挙での各党のインターネット上の広告の支出の合計が選挙ごとに約2倍になったこと、2017年総選挙では各党の総支出の15%を占めるほどに一般的になってきたことから、広告規制が課せられてきた他の伝統的な媒体を使って広告を公表する国民投票運動主体との公平性の問題も生じると述べている。

## (ii) 規制のレベルについて

この項目についても、表7の総合評価のとおり、「高レベル」の規制が望ましいとした。

まず、透明性やバランスの取れた公の言説を促進し、選挙運動やこれまでの国民投票運動の規制との整合性を図るため、何らかの規制を設けるべきであるとした。

その上で、「高レベル」の規制、すなわち、①広告への広告者の氏名等の表示義務、②国民投票広告に一定額以上の金額を支出しようとする広告者の登録義務、③②で登録された広告者が一定額以上の金額を支出した経費の公開及び④国民投票広告への支出上限額の設定の四つの方策を講じることを推奨するとした。まず①及び②により公開討論の期間中に、③により公開討論の期間後において、誰が国民投票においてそれぞれの立場を推進しているのかを国民が認識することが可能となるため、透明性が最も高くなるとする。また、④により小規模の国民投票運動主体の広告がかき消されなくなるため、バランスの取れた政治的言説が促進されるとする。さらにこれらの規制が総選挙における運動規制と整合することから、国民投票運動主体や政党が混乱するリスクが最小限に抑えられ、選挙委員会による運用がより簡単になるとする。

## (iii) 二重広告の経費上の扱いについて

この項目についても表8の総合評価のとおり、「公正かつ合理的な基準」に基づき各経費に分配し、その分配額のみを計上することを推奨するとした。また、この扱いとすることにより、透明性のレベルが高くなるとともに、公衆及び国民投票運動主体が情報を入手しやすくなる一方、事務処理がかなり複雑になるとする。ただ、選挙広告規制において、候補者の広告と政党の広告の両方を兼ねる広告について同様の扱いとなっていることから、特段目新しい扱いではないとする。さらに、2011年の国民投票では、総選挙との二重広告の経費は双方に分配して計上する扱いであったところ、実際に報告があったのは2団体のみであり、総支出のごくわずかしが占めていなかった<sup>(65)</sup>とし、2020年国民投票においても二重広告は余り使用されないのではないかと述べている。

これに対し、総額を双方に計上する方策は、算出が単純である一方、双方の投票運動を行う者にとって不当な制限とみなされるおそれがあり、単一の運動しかしていない者よりも不利になる可能性があるとする。

<sup>(65)</sup> マナ党 (Mana party) が支出総額 60,082NZ ドル (約 507 万 6929 円) のうちの 4,049NZ ドル (約 34 万 2141 円) (約 6.7%)、公共サービス協会 (Public Service Association) が 196,101NZ ドル (約 1657 万 535 円) のうちの 3,052NZ ドル (約 25 万 7894 円) (約 1.6%) であった。Ministry of Justice, *op.cit.* (43), p.24.

#### (iv) 広告者の登録及び経費の公開における「一定額」の設定について

評価書では、このような方策を講じる目的につき、様々な基準の間でのバランスを見いだすことにあるとした上で、このバランスを取るためにこれらの金額を設定することは、一義的には政治判断の問題 (primarily a matter of political judgement) であるとしている。その上で、「一定額」の設定につき、表9の総合評価のとおり、総選挙における第三者広告者に係る金額の設定に合わせることを推奨し、これにより、関係者の混乱のリスクが最小化され、選挙委員会による運用も簡単になるとする。

全ての広告者に登録及び経費の公開を義務付けることについては、透明性は高まるものの、関係者や選挙委員会の事務負担が大幅に増加し、自らを広告者と意識しないで運動を行う小規模な関係団体が意図せずに違反者になってしまうことにもつながると述べている。

#### (v) 国民投票広告への支出上限額の設定について

評価書では、(iv)と同様に、表10の総合評価のとおり、総選挙における第三者広告者に係る金額の設定に合わせることを推奨する。また、全ての立場の人々がより公平に発言できるようにするため、実際に広告者が支出する可能性のある金額を参考にして設定することを推奨する。さらに、国民投票に係る業務が運用しやすくなるよう、国民投票ごとに同一の上限額を設定することを推奨する。

なお、具体的な支出上限額については、2011年国民投票の場合と同様に、政党の支出限度額(116万9千NZドル(約9878万500円))<sup>(66)</sup>を大きく下回る1993年選挙法における第三者広告者の支出限度額(33万NZドル(約2788万5千円))<sup>(67)</sup>と同額とすることは、2件の国民投票と総選挙を実施するという複雑さや、政党と比較して不利になることを考えると、2020年国民投票に適用することは適切ではないかもしれないと述べる。ただ、実際の過去3回の総選挙及び国民投票における第三者広告者の支出額が上限の33万NZドルを下回っている<sup>(68)</sup>ことから、余り影響はないであろうと結論付けた。

## 2 国民投票広告に係る支出の状況

このような検討を経て制定された2019年国民投票枠組法における広告規制の下、2020年国民投票において実際にどのように国民投票広告に係る支出が行われたかについて、登録広告者から選挙委員会に提出された報告書を基に説明する。

登録広告者として登録した者は36団体及び1名であり<sup>(69)</sup>、そのうち報告書を提出した者は、13団体及び1名であった<sup>(70)</sup>。選挙運動費用及び国民投票運動費用を支出していないにもかかわらず提出した5団体及び選挙運動費用のみを支出した1団体があったため、実際に10万NZドル(約845万円)を超える国民投票広告支出を行った者は、7団体及び1名であった。これらの登録広告者の支出の概要をまとめると、表11のとおりとなる。

<sup>(66)</sup> この金額については、前掲注(61)を参照。

<sup>(67)</sup> この金額については、前掲注(60)を参照。

<sup>(68)</sup> 第三者広告者の最高支出額は、2011年国民投票(総選挙と同時実施)がニュージーランド教育研究所(New Zealand Educational Institute)の280,100.86NZドル(約2366万8523円)、2014年総選挙が同研究所の164,858.48NZドル(約1393万542円)、2017年総選挙がホブソンの誓約基金(Hobson's Pledge Trust)の254,114.77NZドル(約2147万2698円)であった。Ministry of Justice, *op.cit.* (43), p.28.

<sup>(69)</sup> "Register of promoters for the 2020 General Election and Referendums," *2020 General Election and referendums*. Electoral Commission Website <<https://elections.nz/democracy-in-nz/historical-events/2020-general-election-and-referendums/register-of-promoters-for-the-2020-general-election-and-referendums-2/>>

表 11 登録広告者の選挙広告支出及び国民投票広告支出の一覧

登録広告者の氏名等 (国民投票に対する立場)	選挙広告支出	大麻合法化法案 国民投票広告支出		終末期選択法 国民投票広告支出		備考
		総額	うちインターネット広告	総額	うちインターネット広告	
New Zealand Drug Foundation (大麻：賛成)	なし	337,241.67	66,785.94 [19.8%]	なし	なし	TV 広告 (147,710.42) 広告制作 (80,434.29) Facebook (20,357.34) インターネット広告 (14,375.00) Google Search マーケティング (12,104.40) Instagram (7,891.96) コンテンツ制作人件費 (7,485.31) HP 開発 (4,886.74) ホスティング (520.19)
Make It Legal Aotearoa, New Zealand (大麻：賛成)	なし	104,780.84	98,151.62 [93.7%]	なし	なし	Facebook (96,819.30) 電子掲示板 (1,035.00) Google (274.77)
Smart Approaches to Marijuana NZ Coalition (大麻：反対)	なし	320,300.00	48,391.00 [15.1%]	なし	なし	マルチチャンネル広告パッケージ (81,024.00) 新聞広告 (69,368.00) Facebook (31,141.00) SNS 運営 (17,250)
Family First New Zealand (いずれにも反対)	141,224.34	141,224.34	2,000.00 [1.4%]	141,224.34	2,000.00 [1.4%]	パンフ印刷 (83,592.97) パンフ送料 (37,008.42) 翻訳 (11,921.50) HP 開発 (2,000)
Yes For Compassion (終末期：賛成)	なし	なし	なし	329,539.82	121,660.40 [36.9%]	TV 広告 (111,200.18) 広告制作人件費 (32,755.33) 広告制作 (24,025.87) インターネット広告出稿 (99,385.72) デジタル広告制作 (10,538.61) インターネット広告開発 (8,433.33) オンラインビデオ制作 (993.34) インターネット出版物広告更新 (965.28) SNS 広告 (920.62) HP ホスティング (425.50)
Vote No to the End of Life Act Society Incorporated (終末期：反対)	なし	なし	なし	313,633.13	116,193.70 [37.0%]	インターネット広告 (110,200.96) TV 広告 (90,213.66) 広告制作 (32,818.90) 屋外広告掲載 (22,025.38) Google Adwords (4,299.85) バナー広告 (4,715.00)
Sinead Donnelly (個人) (終末期：反対)	なし	なし	なし	129,258.33	2,472.45 [1.9%]	広告代理店への支払 (113,206.00) 新聞広告 (9,200.00) SNS 掲載用映像撮影 (874.00) オンラインウェビナー (731.40) バナー製作 (575.00) Facebook 広告 (292.05)
Safer Future Charitable Trust (終末期：反対)	なし	なし	なし	335,678.92	99,079.83 [29.5%]	インターネット広告 (99,079.83) ダイレクトメール (96,919.37) 商業広告掲示板借料 (51,469.60) ラジオ広告 (33,987.63)

(凡例) 金額の単位は NZ ドルである。また、表中の「大麻」は大麻合法化法案国民投票を、「終末期」は終末期選択法国民投票を、「賛成」は賛成派を、「反対」は反対派を、[ ]内は支出額全体のうちのインターネット広告費用の割合 (小数点第 2 位以下四捨五入) を、それぞれ示す。配列は、大麻合法化法案国民投票に関する支出をした広告者、終末期選択法国民投票に関する支出をした広告者の順とし、その中で賛成派と反対派の順とした。備考欄には全てのインターネット広告費用の項目 (下線で表示) と主なインターネット広告費用以外の広告費用の項目を記載した。( ) 内は費用 (単位: NZ ドル) を示す。

(出典) “Registered promoter expenses for the 2020 General Election,” 2020 General Election and referendums. Electoral Commission Website <<https://elections.nz/democracy-in-nz/historical-events/2020-general-election-and-referendums/registered-promoter-expenses-for-the-2020-general-election/>> 掲載の各団体・個人の申告書及び各団体・個人が開設するウェブサイト又は Facebook を基に筆者作成。

表 11 によれば、大麻合法化法案国民投票に関しては、賛成派の支出額（442,022.51NZ ドル（約 3735 万 902 円））と反対派の支出額（461,524.34NZ ドル（約 3899 万 8807 円））がほぼきつ抗する。一方、終末期選択法国民投票に関しては、反対派の支出額（919,794.72NZ ドル（約 7772 万 2654 円））が、賛成派の支出額（329,539.82NZ ドル（約 2784 万 6115 円））の約 2.8 倍となっている。この結果と投票結果を比べると、大麻合法化法案国民投票の投票結果は、ほぼきつ抗ながら反対票が少し上回っており<sup>(71)</sup>、おおむね広告支出額の比較結果と一致する。他方、終末期選択法国民投票に関しては、賛成票が反対票の約 1.9 倍となっており<sup>(72)</sup>、広告支出額の比較結果と逆の結果となっている。

広告支出額のうちインターネット広告に係る支出額の割合については、極端に多いもの、少ないものを除くと、おおむね 15～30% 台となっている。選挙広告と単純に比較することはできないものの、評価書で示された増加傾向（Ⅲ 1 (6) (i) 参照）が維持されたと見てよいであろう。なお、広告費用の多くはテレビ広告・ラジオ広告や新聞広告、ダイレクトメール、ポスター・ちらしといった既存の媒体に費やされ、とりわけテレビ CM が高額となっている。

## おわりに

ニュージーランドは、国民投票の実施に長い歴史を有し、その豊富な実施経験をいかしてより望ましい国民投票制度となるように改良を重ねている。2020 年国民投票の実施に際しても、実施法である 2019 年国民投票枠組法の制定に当たり、1993 年市民発案国民投票法、1997 年強制的退職貯蓄制度国民投票法、2010 年選挙国民投票法及び 2015 年ニュージーランド国旗国民投票法に基づく国民投票の実績並びに総選挙と同時に実施することに由来する制約を念頭に置いた上で、広告規制の五つの要素（①インターネット上の広告を規制対象に含めるか否か、②規制のレベル、③二重広告の経費上の扱い、④広告者の登録及び経費の公開における「一定額」の設定並びに⑤国民投票広告への支出上限額の設定）について、情報のアクセシビリティ・透明性・既存システムとの整合性という三つの基準を用いた分析を行い、その結果に基づき広告規制の内容を決定した。この五つの要素は、日本においても、広告規制の検討の際の論点として設定できることから、日本における議論の参考となり得るものと考えられる。ニュージーランドの場合は、同時に行われた総選挙の実施になるべく影響を与えないよう、選挙における広告規制との整合性が重視されたことから、その点は割り引いて考える必要があると言える。

(70) “Registered promoter expenses for the 2020 General Election,” *2020 General Election and referendums*. Electoral Commission Website <<https://elections.nz/democracy-in-nz/historical-events/2020-general-election-and-referendums/registered-promoter-expenses-for-the-2020-general-election/>>

(71) 有効投票総数 2,881,608 票のうち、賛成票が 1,406,973 票（48.8%）、反対票が 1,474,635 票（51.2%）であった。Alicia Wright (Electoral Commissioner), “2020 Cannabis Legalisation and Control Referendum Declaration of Official Results,” *New Zealand Gazette*, 2020.11.6.

(72) 有効投票総数 2,872,369 票のうち、賛成票が 1,893,290 票（65.9%）、反対票が 979,079 票（34.1%）であった。Alicia Wright (Electoral Commissioner), “2020 End of Life Choice Referendum Declaration of Official Results,” *New Zealand Gazette*, 2020.11.6.

(73) ただ、2022 年 9 月 30 日現在、2023 年に実施される代議院議員の総選挙において国民投票を行う動きは見られず、国民投票の実施のために必要な実施法の制定の動きもない。

ニュージーランドでは、2020年国民投票における広告規制を総括の上、次回の国民投票の実施に向け、広告規制の在り方に関する検討が行われることが予想される<sup>(73)</sup>ため、引き続き注目していきたい。

(みなみ りょういち)

別表 ニュージーランドにおいて実施された国民投票一覧

実施日 <sup>(注1)</sup>	テーマ	発案 <sup>(注2)</sup>	方法 <sup>(注3)</sup>	必要的か <sup>(注4)</sup>	拘束的か <sup>(注5)</sup>	根拠法
1911.12. 7*	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1910年改正酒類販売免許法
1914.12.10*	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1910年改正酒類販売免許法
1919. 4.10	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1918年改正酒類販売免許法
1919.12.17*	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1918年改正酒類販売免許法
1922.12. 7*	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1918年改正酒類販売免許法
1925.11. 4*	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1918年改正酒類販売免許法
1928.11.14*	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1918年改正酒類販売免許法
1935.11.27*	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1918年改正酒類販売免許法
1938.10.15*	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1918年改正酒類販売免許法
1943. 9.25*	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1918年改正酒類販売免許法
1946.11.27*	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1918年改正酒類販売免許法
1949. 3. 9	酒類提供時間の延長	政府	通常	任意	指示	1948年改正酒類販売免許法
1949. 3. 9	賭け率表示装置を用いた場外馬券売場での競馬の賭博	政府	通常	任意	指示	1948年賭博国民投票法
1949. 8. 3	義務的軍事訓練制度の導入	政府	通常	任意	指示	1949年軍事訓練国民投票法
1949. 9.11*	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1918年改正酒類販売免許法
1954.11.13*	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1918年改正酒類販売免許法
1957.11.30*	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1918年改正酒類販売免許法
1960.11.26*	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1918年改正酒類販売免許法
1963.11.30*	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1918年改正酒類販売免許法
1966.11.26*	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1918年改正酒類販売免許法
1967. 9.23	酒類提供時間の延長	政府	通常	任意	指示	1967年酒類販売国民投票法
1967. 9.23	議会期の延長	政府	通常	必要	拘束	1967年選挙国民投票法
1969.11.29*	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1918年改正酒類販売免許法
1972.11.25*	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1918年改正酒類販売免許法
1975.11.29*	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1918年改正酒類販売免許法
1978.11.25*	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1918年改正酒類販売免許法
1981.11.28*	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1918年改正酒類販売免許法
1984. 7.14*	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1918年改正酒類販売免許法
1987. 8.15*	酒類販売禁止	政府	通常	任意	拘束	1918年改正酒類販売免許法
1990.10.27*	議会期の延長	政府	通常	必要	拘束	1990年任期国民投票法
1992. 9.19	選挙制度の変更	政府	通常	任意	指示	1991年選挙国民投票法
1993.11. 6*	選挙制度の変更	政府	通常	必要	拘束	1993年選挙国民投票法
1995.12. 2	常勤雇用消防士の数の減員	市民	通常	任意	指示	1993年市民発案国民投票法
1997.9.5-26	強制的退職貯蓄制度の導入	政府	郵便	任意	指示	1997年強制的退職貯蓄制度国民投票法
1999.10.27	代議院議員の定数削減	市民	通常	任意	指示	1993年市民発案国民投票法

実施日 <sup>(注1)</sup>	テーマ	発案 <sup>(注2)</sup>	方法 <sup>(注3)</sup>	必要的か <sup>(注4)</sup>	拘束的か <sup>(注5)</sup>	根拠法
1999.10.27	被害者の要望をより重視した司法制度改革の実施	市民	通常	任意	指示	1993年市民発案国民投票法
2009.7.31-8.21	親のしつけとしての平手打ちを犯罪行為とするか	市民	郵便	任意	指示	1993年市民発案国民投票法
2011.11.26*	選挙制度の変更	政府	通常	任意	指示	2010年選挙国民投票法
2013.11.22-12.13	国営企業の株式の一部売却	市民	郵便	任意	指示	1993年市民発案国民投票法
2015.11.20-12.11	ニュージーランドの新しい国旗のデザイン	政府	郵便	任意	指示	2015年ニュージーランド国旗国民投票法
2016.3.3-24	ニュージーランドの国旗の変更	政府	郵便	任意	指示	2015年ニュージーランド国旗国民投票法
2020.10.17*	大麻合法化法案の提出	政府	通常	任意	指示	2019年国民投票枠組法
2020.10.17*	終末期選択法の施行	政府	通常	任意	拘束	2019年国民投票枠組法

(凡例) それぞれの国民投票の結果は、出典に掲げた資料を参照。

(注1) 実施日の末尾に記した\*は、総選挙と同時に行われた国民投票であることを示す。

(注2) 「政府」は政府発案の国民投票を、「市民」は市民発案の国民投票を示す。

(注3) 「通常」は通常の投票方式により行われる国民投票を、「郵便」は専ら郵便投票により行われる国民投票を、それぞれ示す。

(注4) 「必要」は必要的国民投票を、「任意」は任意的国民投票を、それぞれ示す。

(注5) 「拘束」は拘束的国民投票を、「指示」は指示的国民投票を、それぞれ示す。

(出典) 南亮一「ニュージーランドの国民投票制度—概要及び広告規制—(資料)」『レファレンス』851号, 2021.11, pp.109-141. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11884865\\_po\\_085105.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11884865_po_085105.pdf?contentNo=1)>を基に筆者作成。